

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01231

研究課題名(和文) 戦間期・戦時体制期における法専門職の活動：実態解明から理論化へ

研究課題名(英文) Activities of Legal Professionals during the Interwar Period and Wartime Regime:
An Empirical and Theoretical Study

研究代表者

林 真貴子 (HAYASHI, Makiko)

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：70294006

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1920年代に日本では試験制度変更により弁護士数が急増したものの、1930年代に国内では急減し、植民地での官僚等としての活動が増加したこと、非訟事件の増加とともに隣接法律職の専門職化による影響を示した。特に法曹会雑誌では1920年代に外国の弁護士の動向を注視しており、たとえば1917年にロシア弁護士会が解散させられ亡命があったこと、判事の出身階層分析等の論文を紹介している。同誌の弁護士関連の記事をすべてデータ化し、公表を予定している。また、1920-30年代の弁護士の国際比較軸として策定した専門職化・階層化・隣接法律職との関係性・政治との関係性に基づく比較研究を継続している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、1930年代に世界がファシズム化していく中で、日本でも弁護士数が減少していった理由を検討した。この弁護士数減少傾向は米・独・仏でも同様であり、また、ロシアでは弁護士会解散後に亡命、少数の弁護士しか存在していない状況であるなど、近年広く行われつつあるファシズム下や植民地における弁護士活動の実態研究に丁合するものである。本研究は法曹会雑誌のデータ入力を行うとともにこうした現象の比較軸を示した。

研究成果の概要(英文)：This study shows that, although the number of lawyers in Japan increased rapidly in the 1920s due to changes in the examination system, there was a sharp decline domestically in the 1930s, with an increase in activities as bureaucrats and others in the colonies, and the impact of the professionalisation of quasi legal profession, along with an increase in non-contentious cases. In particular, the Journal of the Bar Association kept a close watch on foreign lawyers in the 1920s, introducing, for example, articles on the dissolution of the Russian Bar Association in 1917 and its exile, and an analysis of the hierarchy of judges' origins. All articles related to lawyers in the journal have been databased and are planned for publication. In addition, comparative research based on professionalisation, hierarchy, relationship with quasi legal professions and relationship with politics, formulated as an international comparative axis for lawyers in the 1920s and 1930s, is ongoing.

研究分野：日本法制史

キーワード：法律家研究 戦間期

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

戦間期・戦時体制期の著名な弁護士についての研究は潮見俊隆編『日本の弁護士(法学セミナー増刊)』(日本評論社、1972年)を嚆矢とし、近年でも明治大学史資料センター監修、山泉進=村上一博編著『布施辰治研究』(2011年)などの成果があるが、戦時体制期に一般の弁護士がどのような活動を行っていたのかについては、未だに、活動の具体的内容などの質的側面と弁護士人数(+隣接法律職の人数)や取扱い事件数、その収入などの数量的側面との両面から解明した研究はほとんどない。当該期の一般の弁護士については、増田修編「我が国で行われた陪審裁判の実像：広島大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証」(修道法学 37 巻 1 号(2014)年)など、増田修氏、紺谷浩司氏、矢野達雄氏らを中心として広島高裁管轄内の陪審公判資料および関連する新聞記事などの資料収集が行なわれており、陪審にて弁護人を務めた弁護士の履歴が明らかにされた。周知のように日本では1928年から15年間に亘り陪審裁判が行われていたのであり、本研究で扱う時期と重なっている。

さらに、川口由彦編『明治・大正 町の法曹』(法政大学出版会、2001年)、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』(法律文化社、2005年)、三阪佳弘「近代日本の地域社会と弁護士：1900年代の滋賀県域を題材として」法と政治 62 号(下)(2011年)、三阪佳弘「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士：続・近代日本の地域社会と弁護士」阪大法学 63 巻 2 号(2013年)などにより、地域社会の中で個々の具体的な法律家・無資格法実務家の存在とその実態とが明らかになった。他方、1945年以降の日本の法律家の状況を包括的に明らかにした研究として Rokumoto, Kahei, "The Present State of Japanese Practicing Attorneys: On the Way to Full Professionalization?", in Richard L. Abel and Philip S.C. Lewis (eds.), *Lawyers in Society, Vol.3: Comparative Theories* [Reprinted edition] (Washington D.C.: Beard Books, 2005[1989]), pp. 128-167 などがあげられる。同論稿収録書および広渡清吾編『法曹の比較法社会学』(東京大学出版会、2003年)は、法専門職理論と比較の視座とにおいて模範となるものであり、また、法社会学会編『法曹の新しい職域と法社会学』法社会学第 76 号(2012)所収の各論文が職域・職務独占を扱っている。さらに近年は佐藤岩夫=濱野亮編『変動期の日本の弁護士』(日本評論社、2015年)所収の諸研究また法専門職研究において、その市場独占 サービス提供者(弁護士ら)の人数と質のコントロール、そして職域の独占 に着目することをはじめ、弁護士業務の分布と構造、地域差、キャリアパスなど様々な分析方法が示されている。

しかしながら、以上の諸研究は1920年代以前のことが、または現代のこと(1945年以降、多くは1990年代以降のこと)を扱っており、1920年代後半から1940年代前半の日本の法専門職についての分析は行われていない(そのような研究状況を前提に、研究の欠落を補おうとするものとして、戦時体制期の法と法学の解明に関し、最近大きな研究成果が示された(小野博司=出口雄一=松本尚子編著『戦時体制と法学者：1931-1952』(国際書院、2016年))。

2. 研究の目的

以上のような研究状況の分析をふまえて、本研究は日本の戦間期・戦時体制期(1920年代から1945年)における法専門職の活動内容を明らかにし、その理論化を試みることを目的とした。具体的には、当該期における 弁護士数の変化とその原因と 隣接法律職の専門職化とその影響とについて、それぞれの政策意図と諸弁護士会等の対応とを検討し、 戦時体制期における法専門職の活動内容(職務内容と生活等)を明らかにする。さらに、 欧米諸国における戦間期・

戦時体制期の法専門職の活動内容との比較の軸を策定し、将来的には彼我の異同を研究して、その理論化を目指すものである。本研究の観点は、立憲主義が崩壊していくプロセスにおいて、法律家団体がどのような活動をしていたのか、そして著名な法律家ではなく、当時の一般の法律家たちが日々どのような職務に従事していたのかを明らかにすることにある。

3. 研究の方法

本研究は、弁護士数の推移などの統計情報を整理し、当時の新聞・雑誌などから法律家についての言説を抜き出し整理していくいわゆる経験的手法と、戦間期の法律家の全体像を解明するために隣接法律職との関係性の図式化、また欧米諸国との比較のための視座を明らかにするなどの理論的志向を持つ研究との融合を目指した。

4. 研究成果

本研究はまず、『法曹会雑誌』『法律新聞』『司法資料』『司法研究』等を確認し、必要な情報のデータ入力を行い、さらに戦時中の弁護士活動についての回顧録（たとえば大阪弁護士会会報170号特集号『戦争と弁護士生活』）等々の資料収集を行った。『法曹会雑誌』および『法律新聞』については法律家についての言説を整理できた。なお、内容の分析については論文を準備中であるので、ここでは一部を例示として掲載する。

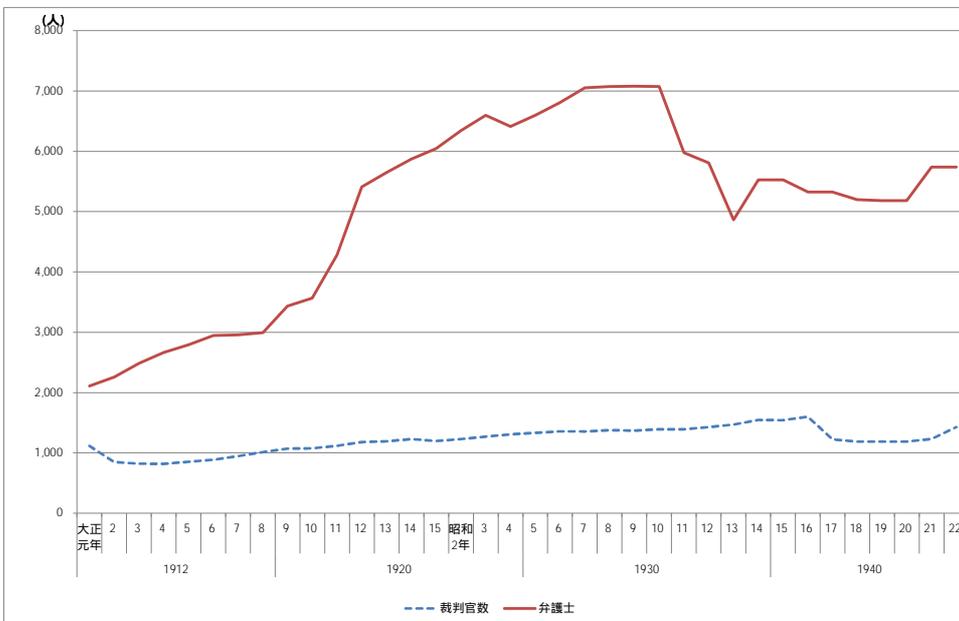
法律新聞 第1巻	記事名
・0004 54頁 明治33年10月15日	法曹会及弁護士協会に望む
・0006 94頁 明治33年10月29日	雑報: 弁護士の被告人面会に就いて
・0007 105頁 明治33年11月5日	弁護士経験談(東京: 斎藤孝治)
・0025 407頁 明治34年3月11日	大阪弁護士評判記
法律新聞 第2巻	
・0029 論説(一) 明治34年4月8日	第15議会に映じたる司法省(花井卓蔵)
・0030 論説(一) 明治34年4月15日	岡田米國法学士大審院の誤判を読む
・0035 論説(四) 明治34年5月2日	日本弁護士協会総会記事
・0039 論説(二十一) 明治34年6月17日	東京弁護士会総会の模様(2)
・0044 論説(四) 明治34年7月22日	判事論
・0035 雑報(十一) 明治34年5月20日	日本弁護士協会総会(於名古屋)
・0038 雑報(二十一) 明治34年6月10日	東京弁護士会総会の模様(1)
・0041 雑報(十九) 明治34年7月1日	手形振り返地についての弁護士協会の意見
・0043 雑報(二十三) 明治34年 7月15日	判検事及び弁護士試験日割
・0049 雑報(二十四) 明治34年8月26日	刑法刑訴訟と弁護士協会
法律新聞 第3巻	
・0051 16頁(十七) 明治34年9月9日	敗訴者と弁護士委任の費用
・0052 49頁(十七) 明治34年9月16日	佐藤弁護士の追恩
・0054 119頁(二十三) 明治34年9月30日	東京弁護士会の改正法案意見
・0055 152頁(二十四) 明治34年10月7日	弁護士試験出願人員
・0056 171頁(十一) 明治34年10月14日	弁護士謝金請求事件
・0057 215頁(二十三) 明治34年10月21日	弁護士試験問題
・0060 310頁(二十二) 明治34年11月11日	刑法改正案と東京弁護士会の模様
・0062 374頁(二十二) 明治34年11月25日	電燈部の勉強と弁護士、廷丁の苦情
法律新聞 第4巻	
・0063 19頁 明治34年12月2日	弁護士出張所に為したる送達の効果
・0063 24頁 明治34年12月2日	弁護士席に関する協議
・0064 55頁 明治34年12月9日	弁護士試験筆記及第者
・0075 287頁 明治35年2月24日	弁護士の驚くべき報酬(オーストリー)
・0077 442頁 明治35年3月10日	弁護士控所選挙雑談
・0077 440頁 明治35年3月10日	傍聴余祿: 公廷における弁護士の態度

そのほか、法律新聞4号には、冤罪者に対する国家賠償法、日本民法の短評、独逸国訴訟の減少、磯部弁護士の讒片、非訟事件の記録閲覧を望むなどもあり、入力作業を進めている。

法曹会雑誌については、例として次のようなものが掲載されている。

法曹会雑誌第一巻第四號	税務官吏が待遇改善を要求
法曹会雑誌第一巻第四號	辯護士會館「所有權」争ひ
法曹会雑誌第一巻第二號	司法官試補及辯護士の資格に関する法律案
法曹会雑誌第一巻第二號	辯護士法改正
法曹会雑誌第三巻第二號	司法代書人法施行細則第八条の解釈に関する件
法曹会雑誌第三巻第二號	辯護士諸君に告ぐ
法曹会雑誌第四巻第七號	司法代書人法第十一条ニ関スル件
法曹会雑誌第四巻第七號	将に生まれんとする全国司法代書人聯合会設立趣意書
法曹会雑誌第五巻第三號	勞農ロシヤの辯護士
法曹会雑誌第五巻第四號	辯護人論
法曹会雑誌第六巻第壹號	日本司法代書人聯合会發會式
法曹会雑誌第六巻第七號	再び重罪事件と辨論濟の辯護人不出廷の場合に於ける審判の適否に就て
法曹会雑誌第六巻第九號	東京弁護士の近況
法曹会雑誌第八巻第九號	米國の辯護士試験
法曹会雑誌第十一巻第四號	辯護士となりて
法曹会雑誌第十一巻第五號	桑港辯護士協會理事會の破産法に関する改正意見
法曹会雑誌第十一巻第四號	辯護士となりて

このほか、当該期間の弁護士数の変化は次のとおりである。



この数値は、林屋礼二 = 菅原郁夫 = 林真貴子 = 田中亜紀子編著『統計から見た大正・昭和戦前期の民事裁判』慈学社、2011年を基に、作成した。なお、ドイツの弁護士数については、1905年から1913年にかけて一気に上昇し、その後は1920年代を通じて漸増、1935年以降一時的に減少するが、人数の急激な増加（人口当たりの）はむしろ1970年代後半であることが明らかにされている。日本の弁護士数は上図のように1920年代を通じて上昇した。1933年には7,000人を超えているのであり、同年のドイツの弁護士数約19,000人と比較しても、1980年代以降のような大差にはなっていない。日本の法曹人口の少なさとその原因は歴史的観点から再考の余地がある。近年では欧州の弁護士史研究が進展しており、アルペラン(パリ高等師範学校)教授は、フランスの弁護士は人権擁護の歴史を持つように(自ら思い)描かれてきたが、実は弁護士がその職業倫理の基本に人権擁護を据え、民衆の代弁者(民主主義の擁護者)となっていくのは20世紀に入ってから(むしろ20世紀後半の現象)であることを明らかにされた(2017年9月30日(名古屋大学)法制史学会シンポジウム報告書)。

こうした研究動向をふまえ、本研究の成果としてもっとも重要な点は、河村浩城氏(ゲーテ大学)とフォリヤンティ・レーナ Prof. Dr. Lena Foljanty 氏(ウィーン大学)との研究打合せを通

じて、また下記の文献等からの示唆を得て、さらには実際の弁護士数の検討や日本における弁護士および司法代書人等に対する言説などを分析して、比較の視座を得たことである。欧米諸国における戦間期・戦時体制期の法専門職の活動内容との比較の軸として、日本の法律家および法律家団体について、1 法曹社会内部の構造変化：専門職化、階層化、隣接法律職との関係、職域の設定、2 政治権力との関係性：議会との関係性、行政・統治との関係性、法律家の物理的移動（植民地、亡命等）3 社会との関係性：法律相談、法律扶助、政治・労働・民主化運動との関係性を設定した。これらを基に次の経験的研究を行い、比較研究が可能となることの結論に達した。

特に、ドイツにおける1919年の司法書士の動向と、その議論、法務省による拒否とプロフェッション化をもとめる運動は、法律相談法に繋がり、法律相談可能な団体として認められ、戦間期を通じて法律相談を実施していたことは重要である。なお、1980年から一般的な法律相談は弁護士に限定された。こうしたドイツの動向は、行政官の監督権限や行政官によるプロフェッションについてのコントロール、法専門化と労働組合の関係なども含めて、本研究が得た比較の視座である。本研究の成果は、2020年8月24-26日にRCSL (Research Committee on Sociology of Law)の大会(於Lund大学)にて発表する予定となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同大会が2021年に延期された後、中止となった。そこで、本研究について2022年9月1日-3日にウィーン大学で予定されている研究会で報告し、その後、論文として公表する予定である。

広渡清吾「総論 狙い・対象と論点・方法・名辞・類型論的整理」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』(東京大学出版会、2003年)1-36頁。

佐藤岩夫「ドイツの法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』(東京大学出版会、2003年)37-76頁。

Blankenburg, Erhard, & Schultz, Ulrike, "German Advocates: A Highly Regulated Profession", in Richard L. Abel and Philip S.C. Lewis (eds.), *Lawyers in Society, Vol.3: Comparative Theories* [Reprinted edition] (Washington D.C.: Beard Books, 2005[1989]), 92-127pp.

Ledford, Kenneth F., "Lawyers and the Limits of Liberalism: the German Bar in the Weimar Republic", in Terence C. Halliday & Lucien Karpik (eds.), *Lawyers and the Rise of Western Political Liberalism*, Oxford University Press, 2003(1997), 229-264pp.

Halliday, Terence C., & Karpik, Lucien, "Postscript: Lawyers, Political Liberalism, and Globalization" in Terence C. Halliday & Lucien Karpik (eds.), *Lawyers and the Rise of Western Political Liberalism*, Oxford University Press, 2003(1997), 349-370pp.

Zimmermann, Reinhard, "'Was Heimat hieß, nun heißt es Hölle': The Emigration of Lawyers from Hitler's Germany: Political Background, Legal Framework, and Cultural Context," in Jack Beatson & Reinhard Zimmermann(eds.), *Jurists Uprooted: German-speaking Émigré Lawyers in Twentieth-century Britain*, Oxford University Press, 2004, 1-71pp.

Beatson, Jack, "Aliens, Enemy Aliens, and Friendly Enemy Aliens: Britain as a Home for Émigré and Refugee Lawyers", in Jack Beatson & Reinhard Zimmermann(eds.), *Jurists Uprooted: German-speaking Émigré Lawyers in Twentieth-century Britain*, Oxford University Press, 2004, 73-104pp.

Kawamura, Hiroki, "For Workers and for the Disadvantaged: Legal Advice Centres in Germany from the Late Nineteenth Century to the Early Twentieth Century", in Felice Batlan & Marianne Vasara-Aaltonen(eds.), *Histories of Legal Aid: A Comparative and International Perspective*, Palgrave Macmillan Springer Nature, 2021, 117-152pp.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Makiko HAYASHI
2. 発表標題 Legal Profession: Mediation
3. 学会等名 Max Planck Institute for Legal History and Legal Theory: Comparative Workshop on Legal Transformations in 19th and early 20th Century Japan, China, and the Ottoman Empire
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Makiko HAYASHI
2. 発表標題 Legal translation: Mediation and Conciliation
3. 学会等名 Max Planck Institute for Legal History and Legal Theory: Comparative Workshop (online)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------